

公募型プロポーザル方式による業者選定実施公告

久留米市企業局放光寺浄水場運転管理業務委託について、公募型プロポーザル方式により業者の選定を行うので、次のとおり公告する。

令和 元年11月 1日

久留米市企業管理者 徳永 龍一

1. 業務の概要

- (1) 業務名 久留米市企業局放光寺浄水場運転管理業務委託
- (2) 業務内容 業務の内容は、浄水管理センター職員が指示する次の業務とする。
なお、業務の詳細については、技術提案資料に記載のとおりとする。
 - (1) 取水、浄水、送水、配水及び排水処理施設の各種機械、電気設備の監視及び運転
 - (2) 浄水処理及び排水処理に伴う中央管理室及び現場における機器等の操作・監視・記録
 - (3) 加圧脱水機運転及び監視・記録
 - (4) 場内外施設の巡視点検記録
 - (5) 日常点検及び簡易な補修
 - (6) 業務に関する日誌等の記録整理、その他業務に関連する文書等の作成
 - (7) 水質計器のモニターチェックに伴う水質検査
 - (8) 各施設の監視（防犯センサー、ITV、ウェブカメラ）
 - (9) 魚類監視装置の監視及び清掃
 - (10) 外部機関からの情報収集
 - (11) 浄水処理薬品の受入れ検収
 - (12) 事故・故障・異常発生時の対応、及びその内容の把握と浄水管理センター職員への連絡・記録
 - (13) 高度な専門技術及び費用を伴わない簡易な修理・復旧作業
 - (14) 施設内での簡易作業及び清掃
 - (15) 施設内各機器・操作卓・現場操作盤等の清掃
 - (16) 緊急時対応（1次対応）
 - (17) 前各号のほか付随する業務で、必要に応じ指示する業務
- (3) 業務期間
 - (1) 業務委託準備及び研修、引継ぎ期間
契約締結の日より、自己の負担と責任において業務従事者の確保を行い、万全の準備をするものとする。
また、令和2年1月1日から令和2年3月31日までの間は、自己の負担での研修及び引継ぎ期間とする。
 - (2) 業務委託期間
令和2年4月1日から令和7年3月31日までの5年間

- (4) 業務場所 久留米市山本町豊田614 放光寺浄水場
業務の範囲は、浄水管理センターが管理する下記の施設とする。
太郎原取水口・太郎原取水場・放光寺浄水場・山本配水池・藤山配水場・高良内配水池・上津流量調節弁室・1系流量調整弁室・2系流量調整弁室・西部配水場・下田ポンプ所・石垣配水池・石垣ポンプ場・田主丸吉本残塩モニター・長門石残塩モニター・西青木自動水質監視装置

2. 予算額

- (1) 本業務委託の予定価格は、次のとおりである。
予定価格 511,640,000円（消費税及び地方消費税抜き）
- (2) 本業務委託の最低制限価格は、次のとおりである。
最低制限価格 383,730,000円（消費税及び地方消費税抜き）
- (3) 留意事項
- ア. 見積書に記載してある見積合計額（消費税及び地方消費税抜き）が予定価格（消費税及び地方消費税抜き）を超えた場合は失格とする。
- イ. 見積書に記載してある見積合計額（消費税及び地方消費税抜き）が最低制限価格（消費税及び地方消費税抜き）を下回った場合は失格とする。

3. 参加資格

1の業務に係る公募型プロポーザル（以下「プロポーザル」という。）に参加することができる者は、プロポーザル参加申込書の提出締切時点で、次に掲げる要件に該当する者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に該当しない者であること。
- (2) 久留米市から指名停止措置を受けてないこと。
- (3) 国税（法人税又は所得税及び消費税をいう。）を完納していること。
- (4) 久留米市の競争入札に参加しようとする者（本店又は支店等）の所在地の区分に応じ、次に定める地方税等を完納していること。ただし、その所在地が福岡県外である者を除く。
- ・ 久留米市 県税並びに市税
 - ・ 福岡県内の久留米市以外の市町村 県税
- (5) 手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと、又は法人であってその役員が暴力団員である者でないこと。
- (8) 法人として登記されている者で、九州に営業所等を置く団体であること。
- (9) 自社で雇用している水道技術管理者および水道施設管理技士2級以上を有する総括責任者を配置できること。
- (10) 参加申込書の提出締め切り日から過去10年以内に、2年以上継続して、元請として公称施設能力50,000m³/日を超える沈殿ろ過方式での浄水場運転管理業務の受託実績があること。

4. 選考方法

上記3の参加資格を満たしているプロポーザル参加者による企画提案書等の書面審査及びヒアリングの審査を行い、その内容を久留米市企業局放光寺浄水場運転管理業務委託プロポーザル審査委員会において評価し、候補者の選定を行う。

5. 応募手続等

(1) 担当部局（書類の提出先及び問い合わせ先）

〒839-0827

久留米市企業局上下水道部浄水管理センター

福岡県久留米市山本町豊田614

電話番号 0942-43-5826

FAX番号 0942-43-7910

電子メール suidokan@city.kurume.fukuoka.jp

(2) 実施要項等の交付

実施要項、仕様書等の資料の交付については、次のとおりとする。

① 交付期間

令和 元年11月 1日（金）から同月11日（月）までの午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、土日祝日を除く。

② 交付場所

上記5(1)と同じ。（市ホームページでもダウンロード可）

(3) 実施要項等に対する質問期限及び回答

① 質問方法

質問書（様式-9）のデータを添付した電子メールを送信し、着信確認の電話連絡を行うこと。

② 質問期限

令和 元年11月20日（水）17時15分までに必着

③ 回答方法

令和 元年11月22日（金）までに、質問書に記載したメールアドレス宛に電子メールで回答するとともに、必要に応じて市ホームページに掲載する。

(4) 企画提案書等の提出

プロポーザルに参加しようとする者は、次に掲げる提出書類を提出すること。

① 提出書類

ア 参加申込書（様式-1） 1部（添付書類含む）

【添付書類】

(1) 役員等調書及び照会承諾書（様式-2）

(2) 登記事項全部証明書

(3) 納税等証明書

(4) 水道技術管理者および水道施設管理技士2級以上の資格を有することの証し及びその当該者が団体所属していることを示す証明書等の写し

(5) 浄水場運転管理業務の受託実績を示す契約書の写し

イ 団体概要（様式-5）

【添付書類】

(1) 直近2ヵ年度分の決算関係書類の写し（貸借対照表及び損益計算書又は決算書）

(2) 定款、規約等

ウ 企画提案書（表紙：様式-6） 10部

提案書の構成は、別紙『久留米市企業局放光寺浄水場運転管理業務委託に係るプロポーザル審査評価基準』によること

エ 価格提案書（様式-7） 1部

長形3号の封筒に入れ、印鑑で封筒の綴じ目3箇所を封印して提出すること

オ 委任状（様式-8） 1部

② 提出場所 上記5(1)と同じ

[納税等証明書]

申請者区分に従って○がついている証明を提出。

入札等権限を委任する場合、申請者区分は、受任者の営業所の所在地で考えること。

申請者区分			税区分		証明書発行所	法人
市外 (県外)	市外 (県内)	市内・準市内		税目		
○	○	○	国税等	法人税、所得税、消費税及び地方消費税	所轄税務署	国税に未納がない証明 (納税証明書その3の3)
—	○	○	福岡県税	法人事業税、個人事業税	福岡県税事務所	福岡県税に未納がない証明
—	—	○	久留米市税	法人市民税、市県民税、固定資産税、軽自動車税	久留米市	久留米市税に滞納がない証明

(例1：市内・法人の場合、「国税等」「福岡県税」「久留米市税」の証明を提出)

(例2：県外の営業所で申請される法人の場合、「国税等」の証明を提出)

③ 提出期間及び時間

ア 参加申込書、オ 委任状については、

令和 元年11月 1日(金) から令和 元年11月11日(月) 17時15分まで

イ 団体概要、ウ 企画提案書、エ 価格提案書については、

令和 元年11月25日(月) から令和 元年12月 2日(月) 17時15分まで

④ 提出方法

持参又は郵送にて提出すること。なお、郵送の場合は、受け取り日時及び配達されたことが証明できる方法によることとし、③に記載する提出期限内に到着したものに限り受け付ける。郵便事故等については、市はその責めを負わない。

(5) 企画提案に係るヒアリング

実施日 令和 元年12月16日(月) 予定

(応募者が多数の場合は、別途審査日を設ける場合がある。)

(6) 審査結果通知

ヒアリングを行った全ての者に対し、審査結果を通知する(様式-11、様式-12)

(7) 失格となる場合

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。なお、失格となった場合は、別途通知する。

ア 参加資格要件を満たしていない場合又は満たさなくなった場合

イ 提出書類に虚偽の記載があった場合、または提出書類に不備があった場合

ウ 実施要項で示された、提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合

エ 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

オ ヒアリングを正当な理由なく欠席した場合

カ 価格提案書の金額が、「2. 予算額」の予定価格を超過した場合

キ 価格提案書の金額が、「2. 予算額」の最低制限価格を下回った場合

6. その他

詳細は、実施要項、仕様書によるため、参加希望者は必ず確認すること。